

# 光ヶ丘中部町会規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、会員相互の隣愛精神、共同福利の増進、社会的義務の促進を図り、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等、会員相互の連絡
- (2) 美化・清掃等、区域内の環境の整備
- (3) 会員の福利厚生
- (4) 町会会館の維持管理及び運営
- (5) 防災、防犯、交通安全に関する協力
- (6) 会員相互の親睦を図る会の育成、援助
- (7) その他目的達成に必要な業務並びに行事

### (名称)

第2条 本会は光ヶ丘中部町会と称する。

### (区域)

第3条 本会の区域は、柏市光ヶ丘2丁目3番の1から22番の10まで、2丁目23番の14から34まで、及び3丁目4番の1から7番の12までの区域とし、詳細は別表に記載の区域とする。

### (事務所)

第4条 本会は、事務所を柏市光ヶ丘2丁目19番の7の光ヶ丘中部町会会館に置く。

## 第2章 会員

### (会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住民登録をする個人とする。  
但し、本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住民登録をする個人に本会に入会しようとする者は、会長に文書で届け出なければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員本人より、会長に文書による退会届が提出された場合には、退会したものとする。

2 会員が第3条に定める区域内に住居を有しなくなった場合、死亡したとき、失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

### 第3章 役員及び組織

(役員の設定)

第9条 本会には、次の役員を置く。

- |            |    |
|------------|----|
| (1) 会長     | 1人 |
| (2) 副会長    | 2人 |
| (3) 会計     | 1人 |
| (4) 書記     | 2人 |
| (5) 環境美化部長 |    |
| (6) 防災防犯部長 |    |
| (7) 健康推進部長 |    |
| (8) 広報部長   |    |

(5) から (8) の役員数は、役員会で適宜定めることとする。

- |        |    |
|--------|----|
| (9) 監査 | 2名 |
|--------|----|

役員の数総数は20名までとする。

(組織)

第10条 本会の運営を円滑に行うため、組、班の組織とする。

2 組の代表は役員が兼務し、班ごとに班長1人を置く。

(役員等の選任)

第11条 会長並びに監査は、総会において会員の中から選任する。

- 2 副会長及びその他の役員は、会長が任命する。
- 3 監査と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。
- 4 班長は、班ごとの協議により選任する。

(役員の仕事)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を代行する。
- 3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を整理する。尚、会員の要求があった場合、随時、会計簿を閲覧させねばならない。
- 4 監査は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
  - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、機会の招集を請求すること。

(役員等の任期)

第13条 役員の仕事は、4月1日より翌々年3月31日迄の2年、班長の任期は1年とする。

- 2 補欠により選任された役員及び班長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員及び班長は、任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その仕事を行わなければならない。

## 第4章 総会

(総会)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会は、年1回とし、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 会員の5分の1以上から、会議の目的事項を示して請求があったとき。
  - (3) 第12条第4項第4号規定により、監査から開催の請求があったとき。

(総会の機能)

第15条 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 資産及び会費に関すること。
- (4) 会長及び監査の選任に関すること。
- (5) 規約の改正に関すること
- (6) その他重要なこと。

(総会の招集)

第16条 総会は会長が招集する。

- 2 会長は、第14条第3項第2号及び第3号の規定による請求があったときはその請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第18条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第20条 会員は、総会において、各々1票の表決権を有する。

- 2 本会の規約の変更、財産処分及び解散に関する事項を除き、第15条に規定する事項の議決については、前項の規定にかかわらず、会員の所属する世帯の表決権を1票とする。

(総会の書面表決権等)

第21条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第18条及び第19条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(前条第1項に規定する書面表決者及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名押印しなければならない。

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第23条 役員会は、監査を除く役員をもって構成する。

但し、監査は役員会に出席できることとする。

(役員会の機能)

第24条 役員会は、この規定で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第25条 役員会は、会長が必要と認めるとき、又は役員 $\frac{1}{3}$ 以上から会議に付すべき事項を示して請求があるときは、会長が招集する。

(役員会の議長)

第26条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第27条 役員会には、第18条、第19条、第21条、第22条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の構成)

第28条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

### (資産の管理)

第29条 本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

### (資産の処分)

第30条 本会の資産で、第28条第1号に掲げる資産を処分又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

### (経費の支弁)

第31条 本会の経費は資産をもって支弁する。

### (事業計画及び予算)

第32条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎年会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第33条 本会の事業報告及び予算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監査の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

### (会計年度)

第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 規約の変更及び本会の解散

### (規約の変更)

第35条 本規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、柏市長の認可を受けなければ変更することはできない。

### (本会の解散)

第36条 総会の議決に基づいて本会を解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

## 第8章 雑則

### (備付け帳簿及び書類)

第37条 本会の事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 認可及び登記に関する書類
- (5) 総会及び役員会の議事に関する書類
- (6) 収支に関する帳簿、証拠書類並びに財産目録その他の資産状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

### (委任)

第38条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

## 付則

### (施行期日)

- 1 この規約は、平成7年4月16日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規約施行の際、旧規約に基づき選任されている役員及び班長は、この規約に基づき、役員及び班長に選任されたものとみなし、旧規約による任期満了まで任務を継続することとする。

改訂履歴

・平成 24 年 4 月 8 日

第 3 章 第 9 条 役員設置